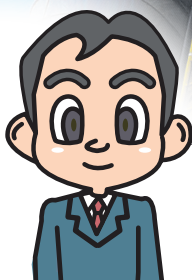


団体割引
適用!

全地連 労災上積み補償制度



労働災害
総合保険

団体総合
生活補償保険
(MS&AD 型)

申込締切日

新規

2025年8月1日(金)

継続

2025年6月17日(火)

保険期間
(ご契約期間)

2025年9月1日午後4時～
2026年9月1日午後4時

品確法の改正により法定外の労災保険の加入が必須となりました。



一般社団法人 全国地質調査業協会連合会
Japan Geotechnical Consultants Association

はじめに

平素より連合会業務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害や労働環境に関する社会的関心は近年一層高まっており、厚生労働省では現場での事故防止や長時間労働の削減などに向けた関連法令の見直しを進めております。また、国土交通省では、現場作業を有する地質調査業や建設業において、業の健全な発達を促進するうえで、現場で働く労働者が安心して従事できる環境を整えることを重要な課題の一つと位置付けており、災害防止と合わせて労働環境の改善に向けたガイドラインを整備するなどの取り組みを進めております。

このような状況の中、会員企業におかれましては、現場の安全対策や労働時間など労働環境の再整備に取り組まれ、また発注者からは社会保険の付保確認や現場での災害時における補償条件の指定を受けるなど従来にはなかった要請を受けるケースも増えてきているものと存じます。

全地連では、「労災上積み補償制度」を昭和56年に設立し、地質調査業向けに開発した唯一の補償制度として運営してまいりました。本制度は、建設業とは異なる地質調査業特有の災害特性を考慮した割安な保険料となっており、社会のニーズに対応するため、よりきめ細やかな補償プランを用意し、使用者賠償責任補償も用意するなど補償内容の拡充も図ってまいりました。加えて、本制度は、国土交通省「経営事項審査制度」における加点項目の対象となっており、営業活動の一助にもなっております。

つきましては、会員企業におかれましては、本制度の新規ご活用についてご検討賜りますとともに、既にご利用中の会員企業におかれましては、補償内容の見直し・拡充についてご検討賜りたく、併せてお願い申し上げます。

2025年5月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

目次

「労災上積み補償制度」とは	2
労災上積み補償(労働災害総合保険)の概要	3
加入タイプ(補償内容)	5
保険料	6
業務中傷害補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の概要	7
加入タイプ(補償内容)・保険料	8
お申込方法	9
事故が発生した場合のお手続き	11
ご加入にあたっての留意事項	12
お支払いする保険金および費用保険金のご説明	13
重要事項のご説明	18

政府労災認定が不要、しかも業務外の補償もカバー
人材採用・定着や健康経営の推進に「業務災害補償プラス」も
あわせてご検討ください！

本制度の「約款」と「事故受付票」は取扱代理店である株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。

「労災上積み補償制度」とは

本制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会(以下、全地連といいます)を保険契約者とし、全地連の各地区協会会員を加入者とする労働災害総合保険および団体総合生活補償保険の団体契約です。

本制度は以下の2種類の保険で運営されています。

※制度2のみのご加入はできません。

制度1 労災上積み補償(労働災害総合保険)

政府労災保険加入の従業員、および下請負人に対する制度

制度2 業務中傷害補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

当連合会会員会社の事業主および政府労災保険未加入の役員や下請負人に対する制度
(例)役員、一人親方、下請の中小事業主など

「労災上積み補償制度」の特長

特長 1 団体独自の割引を適用!

1

団体制度として損害率による割引などの全地連会員の皆さま専用の割引率を適用しています。

※ 保険期間中の制度全体での保険料に対する支払・未払保険金の割合により、次年度の割増・割引が増減することがあります。

特長 2 幅広い補償内容!

2

・下請負人も補償

下請負人およびその被用者も補償の対象とします。

下請負人の中小事業主、一人親方等も政府労災保険に特別加入している場合、対象になります。

・通勤(出退勤)中も補償

業務上の災害のほか、従業員の出退勤時の災害により死亡もしくは後遺障害を被った場合についても保険金をお支払いします。

・天災危険も補償

地震・噴火またはこれらによる津波による災害で被用者が死亡もしくは後遺障害を被った場合についても、1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円を限度として保険金をお支払いします。

特長 3 幅広い補償内容(オプション)!

3

・使用者賠償責任

従業員等の身体の障害に起因して損害賠償責任を負担した際の、貴社自己負担部分を補償します。

過労による脳・心臓疾患、メンタルヘルス等精神障害にも対応します。

・休業補償

被用者が業務上および通勤途上において災害を被った結果休業し、賃金が受けられなかった場合に政府労災保険等の認定日数をお支払いいたします。

・職業性疾病

被用者の身体障害が職業性疾病(石綿損害等を除く)の場合にも保険金をお支払いします。

特長 4 経営事項審査制度の加点対象!

4

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、15ポイントの加点評価が得られます。

(注)本制度は国土交通省の告示に規定されている法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計していますが、審査時の加点を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

特長 5 政府労災保険未加入の方向けにも制度をご用意!

5

制度2「業務中傷害補償制度」では会員各社の事業主の他、政府労災保険に加入していない下請負人(一人親方など)を加入対象とします。

労災上積み補償(労働災害総合保険)の概要

加入資格(被保険者)

当連合会加入の各地区協会会員会社とします。

補償対象者(被用者)

政府労災の給付が受けられる方全員(申込会社の全従業員、アルバイト、臨時雇い、パート及び下請負人の従業員)です。下請負人の中小事業主、一人親方等で政府労災保険に特別加入している方も対象となります。申込会社事業主で政府労災保険特別加入者もオプションで対象になります。

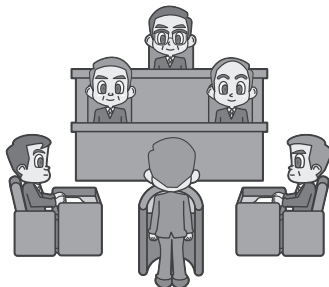
補償内容

使用者賠償責任条項

会社を守るために高額賠償への備えが必要！

■損害賠償保険金

被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害(疾病を含みます)について、被災被用者やその遺族から損害賠償請求されたことにより、貴社および役員の方が法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害に対して保険金をお支払いします。



■費用保険金

被用者が業務上の事由または通勤により身体の障害(疾病を含みます)を被ったことにより、貴社が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の費用をお支払いします。

- ①訴訟になった場合の裁判費用や弁護士費用、示談交渉に要した費用
- ②損害賠償請求解決のため、引受保険会社の求めに応じて負担した費用
- ③他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利の保全・行使に要した費用



法定外補償条項

政府労災の上乗せ補償で従業員を守ります！

■死亡に対する 法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、死亡した場合の遺族補償としてお支払いします。



■後遺障害に対する 法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合にお支払いします。

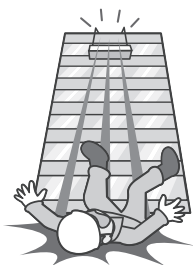


■休業に対する 法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合に、休業の第4日目以降から1,092日分を限度としてお支払いします。



インフラのインフラを支える会員企業の皆様が被る様々な労災事故をカバーします



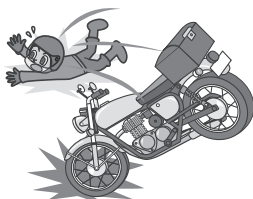
従業員が作業中に斜面から落ちて死亡した。



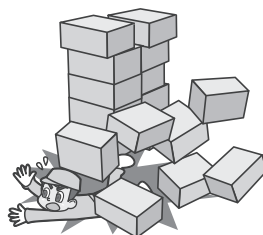
作業中にガスが漏れ、従業員がガス中毒にかかった。



下請け従業員が作業中、足場が崩れて落下し、腰椎を骨折した。



従業員が通勤中にバイクで転倒し、ケガをした。



資材が地震で崩れてきて従業員が下敷きになり負傷した。

使用者賠償責任条項

貴社の損害賠償責任を補償!!

高額 判決・和解事例

事故の概要	賠償金額
現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺	9,900万円
足場解体作業中に地上に落下し頸髄損傷(外傷性健忘症の後遺障害)	2億6,000万円
機械類を運搬中に転倒させ下敷きになった従業員が脊髄損傷	1億3,000万円
ワイヤーロープがとけて原木が落下し、頸部を直撃(後遺障害)	1億6,524万円

法定外補償条項

政府労災の上乗せ補償

政府労災保険(労働基準法上の補償義務)

法定補償は政府労災保険でカバー

加入タイプ(補償内容)

加入タイプを下記からお選びください。

- ・定額方式:お支払する保険金を「定額」で定める方式です。
- ・定率方式:お支払する保険金を「平均賃金の日数」で定める方式です。

基本補償

定額方式	A型	B型	C型	D型
業務上および通勤途上				
死亡	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
後遺障害	1級	1,500万円	1,500万円	3,000万円
	2級	1,500万円	1,500万円	3,000万円
	3級	1,500万円	1,500万円	3,000万円
	4級	1,200万円	1,200万円	2,400万円
	5級	900万円	900万円	1,800万円
	6級	600万円	600万円	1,200万円
	7級	400万円	400万円	800万円
	8級	250万円		500万円
	9級	200万円		400万円
	10級	150万円		300万円
	11級	100万円		200万円
	12級	70万円		140万円
	13級	50万円		100万円
	14級	30万円		60万円

定率方式		(例)
業務上および通勤途上		
死亡		1,000日分
後 遺 障 害	1級	1,000日分
	2級	1,000日分
	3級	1,000日分
	4級	800日分
	5級	700日分
	6級	600日分
	7級	500日分
	8級	400日分
	9級	300日分
	10級	200日分
	11級	100日分
	12級	50日分
	13級	30日分
	14級	20日分

上記加入タイプ以外にもご加入可能です。補償額など実情にあわせて設定ができます。

保険金のお支払いは、政府労災保険により給付が決定されたことが条件になります。

業務上および通勤途上(「業務上」および「通勤途上」については、政府労災保険の認定に従います。)において被保険者の被用者が身体の障害を被った場合に、上記の保険金をお支払いします。

主な特約

- 下請負人補償特約
 - 天災危険補償特約
 - 保険料確定特約(直近会計年度末用)
 - 災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)
 - 有期事業契約特約(包括契約用)
 - 天災危険支払限度額に関する特約
 - 通勤災害補償特約
 - 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- 死亡あるいは後遺障害第1級～第7級の保険金をお支払いする場合に、会社が負担する香典、葬儀費用等としてお支払いします。

身体の障害	定額方式の場合	定率方式の場合
死亡	1被用者につき 120万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の240日分相当額 ただし120万円を限度とします。
後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき 30万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の60日分相当額 ただし30万円を限度とします。
後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき 15万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の30日分相当額 ただし15万円を限度とします。

オプション

- 使用者賠償責任条項：被用者が政府労災保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害を被ったことにつき、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や法定外補償規定による給付等の合計額を超える場合に、保険金をお支払いします。
- 休業補償(※)：定額型：1日につき4,000円 定率型：1日につき1日あたり平均賃金の20%
※休業補償は休業4日目から対象になります。(最大1,092日分)法定外補償規定を定められている場合にはその額が限度となります。
- 職業性疾病補償特約：被用者の身体障害が職業性疾病(石綿損害等を除く)の場合にも保険金をお支払いします。
職業性疾病とは…労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なもの
- 特別加入者補償特約
- 海外危険補償特約：海外出張者(注)は、本制度で自動的に対象となります。
政府労災保険第3種特別加入している海外派遣者はこの特約が必要ですので、取扱代理店までお問合わせください。
(注)単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該国内事業場の使用者の指導に従って勤務する者
- 保険料大口分割払特約

など

保険料

保険料の目安

ご加入にあたっては添付の「**全地連労災上積み補償制度見積依頼書兼加入申込票兼保険料の確定精算省略に関する同意書兼告知書**」をご提出ください。

業種コード別の年間保険料の目安は下記のとおりです。

- ・ 建設業以外 平均被用者数1名あたりの保険料
- ・ 建設業 請負金額 元請工事10,000千円あたりの保険料

定額方式	業種コード	A型		B型		C型		D型	
		法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償
保険料	35	1,400円	790円	990円	990円	2,560円	720円	1,770円	940円
	37	5,450円	4,250円	4,100円	5,250円	10,160円	3,840円	7,450円	5,030円
	94	650円	880円	510円	1,090円	1,210円	770円	900円	1,040円

※上記保険料は、職業性疾病補償特約をオプション加入し、事業場数割引20%を適用しています。
また、使用者賠償責任条項の支払限度額は1名1,000万円、1災害2,000万円として設定しています。

(オプション) 休業補償	35	1,110円
	37	3,400円
	94	420円

※上の表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも整数倍の保険料とはなりませんのでご注意ください。

ISO/HACCP等割引について

次のいずれかに該当する場合は別途お申し出ください。**20%割引が適用**されます。

認証状または認証書のコピー（取得前の場合は、マニュアル等のコピー）をご提出いただきます。

(1) 契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業

- ① ISO9000 シリーズ ② ISO14000 シリーズ ③ ISO22000 シリーズ ④ HACCP
- ⑤エコアクション21 ⑥環境プランナー報告書
- ⑦エコステージ（認証レベル1～5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外）

(2) 契約締結日時点で、上記(1)の①～④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業。

ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済である場合に限りです。

- ① ISO9000 シリーズ＝「品質マニュアル」 ② ISO14000 シリーズ＝「環境管理マニュアル」
- ③ ISO22000 シリーズ＝「食品安全マニュアル」 ④ HACCP ＝「導入プラン、導入スケジュール」

業務中傷害補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の概要

加入資格(被保険者)

労災上積み補償に加入された会員企業のみ加入できます。この保険のみの単独加入は原則できません。

補償対象者(被用者)

政府労災保険未加入の方を対象にします。

当連合会の各地区協会会員企業の事業主および政府労災保険に加入していない役員、一人親方、下請の中小事業主などを対象とします。

※本制度は準記名方式により、下請負人の入替え等に適しています。ただし、被保険者名簿は常に備え付けいただき、人数が増加・減少した場合は、取扱代理店までお問合わせください。備え付けの被保険者名簿に記載がない方については、保険金お支払いの対象外となります。また、追加保険料の払い込みがない場合、保険金を削減してお支払いする場合があります。

加入タイプ(補償内容)・保険料

ご加入企業のその本来の職務に従事している間(出勤および退勤の途中を含みます。)に、偶然な事故による傷害(ケガ)で死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合、入院・手術・通院した場合(オプションをセットしたご契約のみ)に下記のご選択いただいた加入タイプのとおり保険金をお支払いします。

加入タイプ		I 型	II 型	III 型
傷害死亡保険金額		1,000万円	1,500 万円	2,000万円
傷害後遺障害保険金額		40～1,000万円	60～1,500万円	80～2,000万円
保険料	月払(月額)	610円	920円	1,230円
	一時払	6,700 円	10,050円	13,400円

オプション				
傷害入院保険金	日額7,500円(支払対象期間1,095日、支払限度日数1,095日、免責期間0日)	保険料	月払(月額)	850円
傷害手術保険金	入院中 : 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外 : 傷害入院保険金日額の5倍		一時払	9,180円
傷害通院保険金	日額5,000円(支払対象期間1,095日、支払限度日数90日、免責期間0日)			

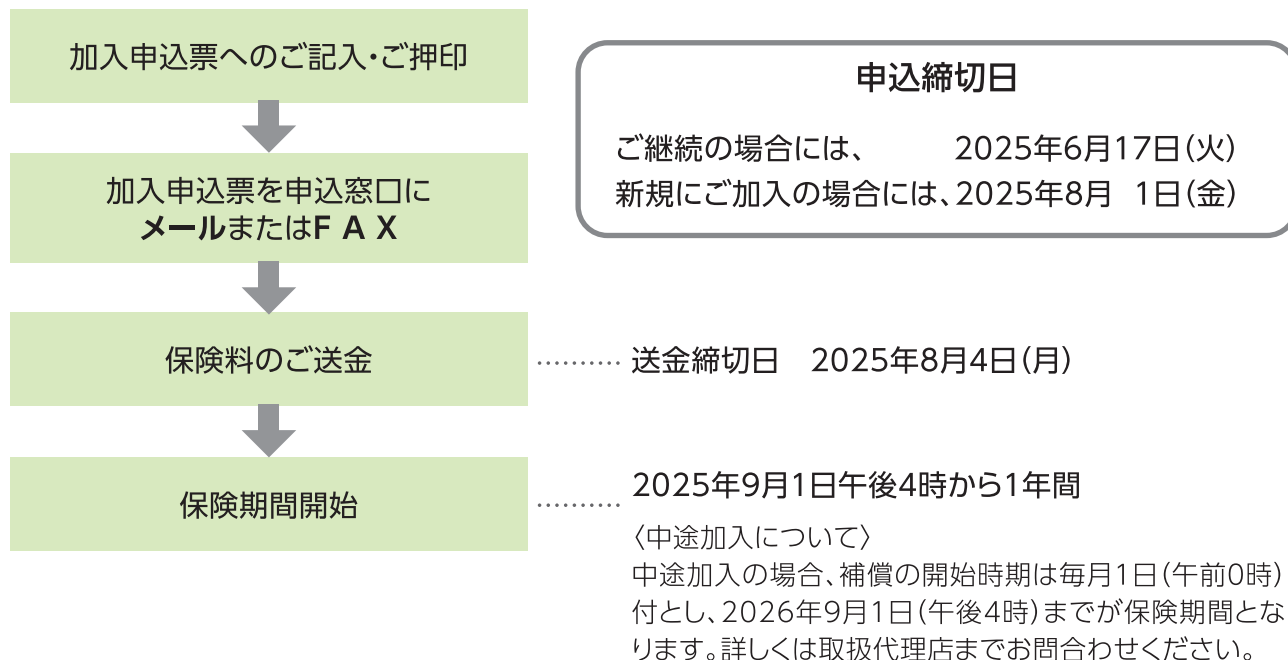
- ・上記保険料は、役職員一括割引(10%)を適用しています。
- ・就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約、天災危険補償特約^{※1}、第三者の加害行為による保険金2倍支払特約^{※2}、準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約をセットしています。
- ・上記加入タイプ以外の補償金額、補償内容についてのご相談は取扱代理店までお問合わせください。

※1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発生した事故によるケガについてもお支払いします。

※2 第三者の故意による加害行為(警察署に届け出た場合に限りです。)またはひき逃げ(道路上での自動車・原動機付自転車との衝突・接触等による交通事故で、加害者が救護その他の必要な措置を行わず逃走し、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの)によるケガの場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金・傷害手術保険金および傷害通院保険金の保険金額が2倍となります。

お申込方法

お申込みの流れは次のとおりです。



加入申込票のご送付

加入申込票は下記の申込窓口(ジオ・ビジネスサービス)へご提出ください。

メールの場合	geo-info@zenchiren-geo.co.jp
FAXの場合	03-3518-4901

ご記入にあたってのご注意

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下、同様とします。)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

保険料の払込方法

保険料の払込方法は、年払（一括払）、月払（預金口座自動振替）のいずれかをご選択いただけます。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書及びお支払いに関する必要書類をご送付します。

①年払（一括払）

ご継続の場合・新規ご加入の場合いずれも銀行振込により、下記の指定口座に2025年8月4日（月）までにお振込ください。

②月払（預金口座振替）

・年間保険料を12回に均等分割してお支払いいただきます（分割払による割増はありません。）。

・口座振替の概要

（イ）預金口座振替日 毎月22日（休日の場合は翌営業日）

（ロ）振替名義 りそな決済サービス（株）

（ハ）振替手数料 全地連全額負担

（ニ）預金口座振替払いに関する届出書（新規加入企業様のみ必要）

・払込方法

（イ）ご継続の場合

2025年7月22日（火）より2025年度の月額保険料の引落を開始いたします。

（ロ）新規ご加入の場合

2025年8月4日（月）までに月額保険料の2か月分を下記の指定口座にお振込ください。保険料引落開始は、2025年9月22日（月）となります。

<お支払いスケジュール例>

該当月	8月	9月	10月	11月	12～6月	7月	8月	9月
払込回目	第1回・第2回	第3回	第4回	第5回	第6回～第12回	次年度第1回	第2回	第3回

➡ 新規加入時2回分の振込

➡ 継続更新

保険料のご送金先

銀行振込により、下記の指定口座にお振込ください。

銀行名 三菱UFJ 銀行 本郷支店
普通預金 口座番号319462
口座名 (社)全国地質調査業協会連合会

事故が発生した場合のお手続き

制度1

労働災害総合保険に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

※ **制度1** 労働災害総合保険に関わる事故の被災状況については、政府労災保険の申請に使用する「労働死傷病報告書」を添付いただくことで代替可能です。

(注意) 労基署提出の書類は、労災総合保険の保険金請求時にも必要となります。一度提出してしまうと返却して貰えない恐れがありますので、必ず写しを保管しておいてください。

保険金の支払い時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提供をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)		
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書		
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。		
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料		
書類の例	委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本 ・戸籍謄本	など
(4) 損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類		
① 損害の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・被用者であることを証明する書類(賃金台帳、労働者名簿の写し) ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
② 損害の額を証明する書類		
書類の例	・労災保険等の給付請求書(写) ・労災保険等の支給決定通知書(写) ・死亡診断書、死体検案書 ・後遺障害の程度を証明する医師の診断書 ・平均賃金計画書、補償金受領書 ・法定外補償規定、法定外補償金受領書 ・休業証明書(賃金不払を証明するもの) ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)	など
③ その他の書類		
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など
(5) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類		
① 損害賠償事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
② 損害賠償の額を証明する書類		
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・損害賠償内容申告書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費用明細、領収書 ・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料	など
③ その他の書類		
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

制度2

団体総合生活補償保険に関わる事故が起こった場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金の支払い時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提供をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(1) 保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)		
(2) 引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書		
※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3) 被保険者であることを確認する書類		
書類の例	・家族関係の証明書類(住民票、戸籍謄本)	など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類		
書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書	など
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
① 保険事故の発生を示す書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書	など
② 保険金支払額の算出に必要な書類		
書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料	など
③ その他の書類		
書類の例	・運転資格を証する書類(免許証など) ・調査同意書(引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書)	など

ご加入にあたっての留意事項

- この保険（「労働災害総合保険」、「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」をさします。以下同様です。）は一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約です。
- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人全国地質調査業協会連合会傘下の各協会の会員企業である場合に限りです。
- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、この書面に記載の事項につき被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。（<https://zenchiren-geo.jp>）また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が取扱代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険会社破綻時等の取扱い
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

■複数のご契約があるお客さまへ

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間 24時間365日

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは**0276-90-8852（有料）**におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】

0570-022-808

※受付時間【平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）】

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

※携帯電話からも利用できます。

※電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

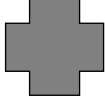
お支払いする保険金および費用保険金のご説明

労働災害総合保険

労働災害総合保険の労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます）、主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）について、ご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

労働災害総合保険は、（１）法定外補償条項と（２）使用者賠償責任条項の２種類の補償がセットされておりますが、いずれか一方を選択してご契約いただけます。また、（１）法定外補償条項では、死亡・後遺障害補償、休業補償を選択してご契約いただけます。

ご契約例	（１）法定外補償条項				(2) 使用者賠償責任条項
	死亡に対する法定外補償	後遺障害に対する法定外補償	休業に対する法定外補償		
パターン 1	○	○	○		
パターン 2	○	○	—		

2. 労働災害総合保険普通保険約款の補償内容

労働災害総合保険は、政府が実施している労働者災害補償保険または船員保険（以下「政府労災保険等」といいます）の上乗せ保険です。保険金のお支払いは、政府労災保険等により給付が決定されたことが条件となりますのでご注意ください。

普通保険約款の補償内容は下表のとおりです。

※ 下表中の「被保険者」とは、補償の対象となる（保険金を受け取られる）方で、法定外補償条項においては事業主の方、使用者賠償責任条項においては事業主の方、役員の方をいい、「被用者」とは、被保険者である事業主の従業員（労働者）の方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	
(1) 法定外補償条項	被保険者の被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、被保険者に下記の保険金をお支払いします。業務上・業務外の判定は政府労災保険等の認定に従います。 当社がお支払いした保険金は、被用者またはその遺族の方（以下「被用者等」といいます。以下同様とします）に全額お支払いください。お支払いされなかった部分は、当社に返還していただくこととなりますので、ご注意ください。	【死亡に対する法定外補償保険金】 被用者１名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。 【後遺障害に対する法定外補償保険金】	
	死亡に対する法定外補償保険金	被用者１名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。	定額方式
	後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者１名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。	定率方式
	休業に対する法定外補償保険金	【休業に対する法定外補償保険金】 政府労災保険等の認定日数分のうち、補償対象期間（注）の最初から第４日目以降の休業日数（１,０９２日分を限度）を対象とします。	定額方式
		被用者１名につき、１日あたりの保険金額（支払限度額）に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。	定率方式
（注）業務上の事由により身体の障害を被ったその被用者が療養のため労働できない期間をいいます。 ※ 法定外補償条項においては、事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき被用者等に支払われる補償金の額が限度となります。			
保険金をお支払いできない主な場合			
● 次の事由により被用者が被った身体の障害については、保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ● 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（別途下請負人補償特約をセットすることにより、お支払いします） ・ 風土病による身体の障害 ・ 職業性疾病による身体の障害 ・ 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 ● 補償対象期間の最初の 3 日までの休業に対する法定外補償金に対しては、保険金をお支払いできません。			

など

(2) 使用者賠償責任条項

保険金をお支払いする主な場合	支払いする保険金の額	
【損害賠償保険金】 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 【費用保険金】 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用をお支払いします。	損害賠償 保険金の額 = 法律上の 損害賠償責任 の額(注) - 次の金額の合計額 ●政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません） ●自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額 ●次のいずれかの金額 ・事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額 ・事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、前記（１）法定外補償条項により当社がお支払いする金額 ●免責金額（自己負担額） （ご契約時に設定している場合）	
	(注) 法律上の損害賠償責任の額 被用者の治療費、入院費、慰謝料、逸失利益など なお、被災した従業員に過失がある場合は、過失相殺適用後の金額となります。また、第三者からの賠償金（自動車保険からの給付など）がある場合は、その金額を差し引いた額となります。 【費用保険金】 上記損害賠償保険金の他に次の①～③の費用をお支払いします。 ① 訴訟費用・示談交渉費用(注1) 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。 ② 示談協力費用(注2) 被保険者が当社の求めに応じ、当社に協力するために要した費用をお支払いします。 ③ 求償権保全費用(注2) 被保険者の他人に対する損害賠償請求権の保全または行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 (注1) 損害賠償保険金の額がご契約の支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償保険金の額に対する割合によって、お支払いします。 (注2) 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。	
保険金をお支払いできない主な場合		
●次の事由によって被用者が被った身体の障害については、保険金（損害賠償保険金または費用保険金をいいます）をお支払いできません。 ・保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ●次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（別途下請負人補償特約をセットすることにより、お支払いします） ・風土病による身体の障害 ・職業性疾病による身体の障害 ●次の損害賠償金または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者と被用者またはその他の第三者との間に、損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ・被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ●補償対象期間の最初の３日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。 ●労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額（労災保険法等の制度に基づく追徴金等の額）については保険金をお支払いできません。 など		

3. セットされる主な特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットされる主な特約とその概要は下表のとおりです。

●特約のセットの可否(セットの有無) および保険金をお支払いする主な場合

(○: セット可能(セット有)、×: セット不可)

特約	法定外補償条項	使用者賠償責任条項	保険金をお支払いする主な場合
通勤災害補償特約	○	○ (自動セット)	【法定外補償条項】 通勤により被った身体の障害に対して保険金をお支払いします。 【使用者賠償責任条項】 通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)	○	×	前記2.に記載の普通保険約款の法定外補償の死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害第1級～第7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金をお支払いする場合に、見舞品代、交通費、花輪代、香典代として費用保険金をお支払いします。
下請負人補償特約	○	○	建設関係事業(事業種類番号31～38)および製造業(事業種類番号41～66)を対象とするご契約において、被保険者の下請負人およびその被用者を対象となる被用者に含め保険金をお支払いします。
天災危険補償特約 天災危険支払限度額に関する特約	○	×	前記2.に記載の普通保険約款で免責となっている地震もしくは噴火またはこれらによる津波により被った身体の障害に対して保険金をお支払いします。

●お支払いする保険金の額および保険金をお支払いできない主な場合

特約	お支払いする保険金の額			保険金をお支払いできない 主な場合
通勤災害補償特約	前記2. に記載の普通保険約款とは別に定めた死亡、後遺障害または休業補償に 対する法定外補償保険金の保険金額（支払限度額）			前記2. に記載の普通保険 約款と同じです。
災害付帯費用拡大補償特約 （3倍型）	身体の障害	定額方式の場合	定率方式の場合	
	死亡	1被用者につき 120万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の240 日相当分。ただし、120万円を限度とします。	
	後遺障害 第1級～第3 級	1被用者につき 30万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の60日 相当分。ただし、30万円を限度とします。	
	後遺障害 第4級～第7 級	1被用者につき 15万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の30日 相当分。ただし、15万円を限度とします。	
下請負人補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。			
天災危険補償特約 天災危険支払限度額に関する特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。 ただし、1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円を限度とします。			

4. オプション（任意）でセットできる主な特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下表のとおりです。

●特約のセットの可否および保険金をお支払いする主な場合

（○：セット可能、×：セット不可）

特約	法定外補償条項	使用者賠償責任条項	保険金をお支払いする主な場合
特別加入者補償特約	○	×	中小事業主または一人親方等、政府労災保険に特別加入されている方を被用者に含め保険金をお支払いします。
職業性疾病補償特約	○	○	前記2.に記載の普通保険約款で免責となっている被用者の職業性疾病について補償します。
海外危険補償特約	○	○	日本国外の地域において行われる事業に派遣された被用者の身体の障害を政府労災保険で特別加入することを条件に補償します。

●お支払いする保険金の額および保険金をお支払いできない主な場合

特約	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特別加入者補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。	前記2. に記載の普通保険約款と同じです。
職業性疾病補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。	●職業性疾病のうち、直接であると間接であるとを問わず、次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 ・石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体の障害 ・石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害 ・化学物質にさらされる業務による胆管がん ・粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 ●保険期間終了の日より3年経過後に被用者またはその遺族より被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求については、この特約の保険金をお支払いできません。
海外危険補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。	前記2. に記載の普通保険約款と同じです。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（MS&AD型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者となります。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
（注）「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- 傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 - 創傷処理 - 皮膚切開術 - デブリードマン - 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 - 拔牙手術 - 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(※1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合

○手術

×手術

○手術

▼

▼

▼

10月1日

10月10日

10月25日

- 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■ 傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の故意による加害行為（警察への届出が必要です）」または「ひき逃げ（加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます）」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償 (MS&AD型) 特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明(労働災害総合保険)

2019年10月

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りが無いことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

…保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

…ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

(1) 商品の仕組み

労働災害総合保険普通約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

使用者賠償責任条項

法定外補償条項

政府労災保険

労働災害総合保険の範囲

(注1) 次の特約となります。

- ・労働災害総合保険特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・通勤災害補償特約（使用者賠償責任）（注3）

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(注3) 使用者賠償責任条項契約時のみセットされます。

契約概要

注意喚起情報

(2) 補償内容

①被保険者

保険申込書の「被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。ただし、特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

●法定外補償条項

- ・被保険者の被用者（被保険者の従業員等をいいます）が業務上の災害によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合、その給付金の上乗せとして被保険者が補償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- ・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としておりますが、特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることが可能です。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数の認定については政府労災保険等の決定に従います（所轄の労働基準監督署長の認定によります）。
- ・保険金は、生命保険や傷害保険からの給付には関係なくご契約金額に従ってお支払いします。
- ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者の方に対して支払わなかった場合には、その部分については当社にご返還いただくことになります。

●使用者賠償責任条項

被用者が業務上の災害によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被ったことにより、被災した被用者もしくは遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

- ・政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません）
- ・自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ・法定外補償規定や他の保険契約等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額
- ・保険証券記載の免責金額

被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた身体の障害等については、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者・被保険者等の故意
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動等
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

※上記以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

●法定外補償条項

- ア. 死亡に対する法定外補償保険金
- イ. 後遺障害に対する法定外補償保険金
- ウ. 休業に対する法定外補償保険金

●使用者賠償責任条項

- ア. 賠償保険金
- イ. 費用保険金

契約概要

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
通勤災害補償特約	法定外補償条項について、通勤途上の災害まで補償します。出勤途上の通勤災害のみ補償する場合には、「退勤災害補償対象外特約」もセットします。
災害付帯費用補償特約	法定外補償条項を補償する場合において、事業主が負担する香典、葬儀費用等の災害付帯費用(被用者が死亡または後遺障害1～7級の身体障害を被った場合に限り)を拡張して補償します。

注意喚起情報

(4) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

契約概要

(5) 引受条件(支払限度額等)

ご契約いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店又は引受保険会社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただいた支払限度額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

●法定外補償条項

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

ア. 定額方式: 法定外補償金額が「被用者1名につき〇〇円」と金額で定められている場合

1 被用者につき、支払限度額を設定します。

イ. 定率方式: 法定外補償金額が「被用者1名につき1日あたり平均賃金の〇〇日分」と日数で定められている場合

1 被用者につき、1日あたりの平均賃金(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合(〇〇%)で設定します。

(注) 平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)の平均日額をいいます。

ウ. 上記ア、イの組み合わせにより設定する方法

●使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、被用者1名についての支払限度額の上限を3億円、1労働災害についての支払限度額の上限を10億円とさせていただきます。

ア. 被用者1名につき: 500 万円

イ. 1労働災害につき: 1,000 万円

免責金額を設定する場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

- ③補償の終了時期
満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、所定の割増引適用前の保険料が30万円以上の場合、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。
詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

- ① ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、取扱代理店によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください(注2)。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ (注6)	○ (注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) お勤め先や所定の集団と引受保険会社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団での払込方法をご選択いただけます。

また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。

(注3) 保険料割増が適用されます。

(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6) 初回保険料のみ選択できます。

- ② ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注) ご契約時に引受保険会社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

●危険に関する重要な事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- （1） 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中でであってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと（注）がありますので、ご注意ください。

（注） ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 法定外補償規定を新設または変更する場合
- ③ 上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- （2） その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります（「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料一般分割払特約」または「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します）。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

注意喚起情報

3 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

注意喚起情報

4 個人情報の取扱い

個人情報の利用目的について

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは 当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

6 継続契約について

- (1) 保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

- (1) 事故の発生
 - ① 事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
 - ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わ

る被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類 の例	・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本 ・戸籍謄本 など
(4) 損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①損害の発生を証明する書類	
書類 の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・被用者であることを証明する書類(賃金台帳、労働者名簿の写し) ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②損害の額を証明する書類	
書類 の例	・労災保険等の給付請求書(写) ・労災保険等の支給決定通知書(写) ・死亡診断書、死体検案書 ・後遺障害の程度を証明する医師の診断書 ・平均賃金計画書、補償金受領書 ・法定外補償規定、法定外補償金受領書 ・休業証明書(賃金不払を証明するもの) ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) など
③その他の書類	
書類 の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(5) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類 の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類 の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・損害賠償内容申告書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費用明細、領収書 ・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料 など
③その他の書類	
書類 の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

（６） 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

労働災害総合保険は、保険料を年間の見込みの平均被用者数・賃金総額または賃金総額を把握するための請負金額（総額）（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択（「保険料確定特約」をセット）された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人（保険契約者）」欄に押印をいただきますようお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取り扱いできないご契約もあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（１） 保険料算出の基礎について

① 保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をご申告（記入）ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

② 保険の対象となる事業種類が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告（記入）ください。

（２） 確定精算を省略する方式（保険料確定特約）に関する注意事項について

① 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

② 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③ お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度等の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④ 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセットできません。

（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。

⑤ ご契約が保険期間中に失効・解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

9 最低保険料について（確定精算方式の場合）

前記8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料（年額）が保険証券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます（別に約定した場合を除きます）。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等)
	(2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

（1）商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

（2）被保険者の範囲

被保険者はご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

（1）保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（3）セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（4）保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。

（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

（5）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込入・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込入と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （１）申込入または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- （２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- （注）次において、〔１〕に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

- 〔１〕同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無
- 〔２〕被保険者数

（注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- （１）ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

被保険者数が増える場合

- （２）次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ②補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」②基本となる補償等（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
- ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※１ 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※２ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

11 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（1）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（3）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注1）

被保険者が死亡（注2）したとき

（注1）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注2）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

（2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

（1）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（2）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書	・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
		書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
		書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
	③	その他の書類	
		書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めた補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

MEMO

労働災害総合保険・団体総合生活補償保険(MS&AD 型)の
「約款」や「事故報告書」は、
株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページよりご参照ください。



■各種保険制度の内容をわかりやすくご説明、
WEBで簡単にお見積依頼・資料請求可能！

■万が一事故にあわれた際は、
WEBからも事故報告できます！

■今まで開催したWEBセミナー等、
福利厚生お役立ち情報を掲載！



各保険の詳細ページには、パンフレットや
約款※、加入申込票を掲載！
困った時にすぐ、ご参照いただけます。
※加入者証「備考欄」記載の6ケタを入力
してください。



事故の際の
連絡先情報や
事故報告書も
掲載！



保険料お見積依頼や
資料請求依頼もWEB
から可能となっております。

株式会社ジオ・ビジネスサービス
ホームページ

<https://zenchiren-geo.jp>

二次元コードで読み取る場合はこちらから▶



全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。

いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ (<https://www.zenchiren.or.jp>) またはジオ・ビジネスサービスのホームページ (<https://zenchiren-geo.jp>) をご覧ください。

～現場調査・工事に係る
賠償責任の補償～

第三者賠償補償制度
汚染地盤修復工事賠償補償制度

～労働災害時の補償～

労災上積み補償制度
業務災害補償プラス

～報告書、設計書の瑕疵に係る
賠償責任の補償～

**地質コンサルタント総合かし
賠償補償制度**

～サイバーリスクに係る
賠償責任の補償～

**サイバープロテクター
補償制度**

～ボーリングマシンの
損害を補償～

**ボーリングマシン
補償制度**

～病気、ケガによる死亡保障～

死亡保障制度

～病気、ケガによる入院保障～

医療保障制度

～長期の就業障害に備える～

生涯収入サポート

本制度のお問合わせ先

制 度 運 営

一般社団法人 **全国地質調査業協会連合会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F
☎ 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

取 扱 代 理 店

株式会社ジオ・ビジネスサービス

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F
☎ 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901
E-mail: geo-info@zenchiren-geo.co.jp
<https://zenchiren-geo.jp>

引 受 保 険 会 社
幹 事 会 社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
☎ 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

非 幹 事 会 社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社